**鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定に係る募集要項**

1. **件名**

　鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定

1. **募集の目的**

これまで鎌倉市では、誰もが生涯にわたって、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、スマートシティの取組を進めてきましたが、政府が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域への指定は、本市のスマートシティの取組をより加速化するものであることから、スーパーシティ型国家戦略特別区域指定への応募することとしました。これに先立ち、このたび連携事業者の候補を公募により選定します。

1. **取組の背景**

鎌倉市は、先人から連綿と受け継いできた歴史や文化、そして豊かな自然環境に恵まれた都市です。さらに、この鎌倉固有の魅力を守るために、市民が開発阻止に立ち上がった日本初のナショナルトラスト運動とされる「御谷騒動」、将来にわたり風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い制定した「鎌倉市民憲章」（昭和48年制定）に代表されるように、鎌倉は高い市民力・地域力を誇る都市でもあります。

これら豊富な資源を有する都市である一方で、令和元年度の大規模な台風被害に象徴される災害への脆弱性をはじめ、オーバーツーリズムや慢性的な交通渋滞といった解決すべき課題が山積しており、特に都市型の超少子高齢化の進行は、全国的に見ても顕著となっています。
　さらに今後は、人口減少による担い手不足や税収の減少だけでなく、新型コロナウイルスによる社会構造や暮らしの変化、リモートワークの浸透による人口流動化がもたらす交流人口、関係人口、定住人口の意味の変質、そして急速なデジタル化の進展など、我々を取り巻く急激な社会情勢の変化に立ち向かっていく必要があります。
　これまでも鎌倉市では、SDGs未来都市として、これら課題を克服するための取組みを進めまた令和2年4月には、産官学民の共創によるスマートシティの取組に着手したところです（これまでの取組詳細は、市ホームページ「スマートシティの構築について」をご参照ください。https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisaku-souzou/smart.html）。

そして、今回さらにこれを加速するため、政府が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域への応募を行うことといたしました。

本市のスマートシティ、ひいてはスーパーシティの取組では、これまで諦めていたことや両立が困難とだとされていたことを、データや人にやさしいテクノロジーの活用により可能にし、「誰もがいつまでも自分らしく住み慣れたまちに住み続けることができる共生社会」の構築を目指します。そして、推進にあたっては、デジタルや機器テクノロジーの導入による分断、いわゆるデジタル・ディバイドを発生させないことを大切に、データやテクノロジーの活用は市民の暮らしをよりよくするため、そして、誰一人取り残さないための手段や選択肢の一つであることを強く意識し、個人の生活や権利、そして安心・安全を最優先にした、自己決定権を尊重したまちづくりを進めることとします。

これからの社会では、これまでのように行政がすべてのサービスを提供するのではなく、産官学民の連携のもと、共創による持続可能なモデルの構築が不可欠です。この点において、先の御谷騒動や市民憲章に象徴される鎌倉市最大の資源である市民力・地域力の高さは、人と人とのつながりとテクノロジーを高度に融合させた、人間中心の新たな共創モデルの構築の大きな推進力となるものと考えており、歴史と文化に根差した高い市民力・地域力を誇る鎌倉市だからこそ、多様性を許容した新たな価値と魅力を創造し、日本から世界に発信できる新たな仕組みを構築できると確信しています。

鎌倉市は、このたび、政府が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域への挑戦を一つの契機として、これまで進めてきたスマートシティの取組を加速させ、市民のみならず観光客をはじめ鎌倉に関わる全ての人にとって高いwell-beingを実現する持続可能な共生社会の実現を目指します。

　本選定は、このような鎌倉市の取組を理解、共感し、鎌倉市と共にみらい都市を共創する事業者の候補を公募するものです。

1. **鎌倉市の代表的な地域課題・求められる解決策**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人口減少・少子高齢化への対応 | 状況 | 人口減少・少子高齢化の進行により、地域の活力の低下・コミュニティの希薄化が進行（特に郊外住宅）し、安全・安心な地域づくりが困難な状況です。また、コロナ禍による孤立、高齢者のフレイル進行など、今後の地域づくりへの影響が危惧されます。さらに、出生数減少や社会減の克服、特に若年層の定住促進により人口減少を緩やかに留めるとともに適正な年齢構成の確保が求められています。 |
| 想定される解決手法アプローチ | 少子化による子育ての不安解消・高齢者の健康寿命の延伸など社会的弱者に寄り添った支援（認知症・フレイル予防、脳神経科学など)、何らかの障害に直面しても自分らしい生活を送ることができる環境整備（共生社会の構築）、人生100年時代の新たな社会システムの提案　など |
| 交通渋滞緩和・観光適正化 | 状況 | 中世からの自然地形（歴史的風土）は、道路ネットワークとして非効率的ですが、自然地形等の保存の視点から道路整備（歩道・交差点改修等）は困難です。また慢性的な渋滞により、移動困難・緊急自動車や公共交通の遅延・物流の非効率化などの課題が生じています。さらに、年間約2,000万人の観光客（入込観光客数）は、特定の時間及び場所に集中しており、市民生活に様々な支障が生じています。 |
| 想定される解決手法アプローチ | 交通需要管理（ロードプライシングの実施等）による渋滞解消、市民の快適な移動環境確保（公共交通の定時性確保・Maas等）、緊急自動車の到達時間短縮（救急車と病院の連携等の機能強化）、物流の効率性確保（地域経済活性化）、ウォーカブルな環境整備（来訪者の滞在時間延長・立寄り件数増等）、時間的・場所的集中の緩和、来訪者増により地域の魅力が高まる仕組みづくり、交流人口から関係人口に移行する仕組みづくり（二地域居住者からの受益者負担金徴収等）、レシポンシブルツーリズムの仕組み（責任ある受入・訪問）づくり　など |
| 気候変動・災害激甚化への備え | 状況 | 三方を山に、一方を海に囲まれ、さらに豊かな緑に恵まれた自然環境は、近年の台風等の被害により露見したように、自然災害に対して非常に脆弱であり、市民の暮らしとともに我が国の財産である文化的・歴史的遺産をいかに守るかが最重要課題です。特に地震により短時間で鎌倉市に襲来する津波から、市民（高齢者、障害者、子どもなどの弱者）のみならず、地理感のない来訪者（外国人含む）も含めて迅速かつ安全に避難できるようにする必要があります。そのほか、台風等の災害による谷戸・丘陵を造成した住宅地における倒木・崖崩れ、河川に近接した市街地における浸水被害などによる地域の孤立、避難所へのスムーズな誘導など、誰一人取り残すことのない対応が大きな課題です。 |
| 想定される解決手法アプローチ | 災害発生の早期予測（モニタリング）と適切な避難誘導（災害弱者や来訪者等への避難誘導・避難支援）、市内の災害発生状況・被災状況の的確な把握、ライフラインの状況把握と早期復旧の仕組み、避難所の混雑状況の把握と適切な誘導　など |
| デジタルガバメント・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 | 状況 | 上記の課題の他、潜在的な課題の把握やその原因の抽出、対応策の検討、効果の検証などに、データとテクノロジーの活用が求められます。また、市民の利便性向上、市民生活を支えるために、徹底した行政手続きのデジタル化も求められています。新型コロナウイルス感染症拡大によるデジタル化の急速な進展は、自治体DXの推進の追い風になっていますが、それに安住することなく、新しい生活様式（感染症対策含む）に合わせた、暮らし方、働き方の提案、地域経済・社会活動の活性化に先進的に取組むことも必要です。特に、リモートワークの浸透による働き方・人流の変化は、人財資源の発掘・確保（誘致）のチャンスと捉えており、「働くまち鎌倉」を掲げる鎌倉市においては、ローカル雇用の創出・人財と雇用のマッチングが急務です。また、デジタルガバメント・デジタルトランスフォーメーション推進にあたっては、デジタルやテクノロジーの導入によるコミュニティの分断、デジタル・ディバイドの解消にも注力することが必要です。 |
| 想定される解決手法アプローチ | 手続き申請のデジタル化・押印レス・ペーパーレス・キャッシュレス化、BPR・EBPM、プロジェクトマネジメント、健康経営、テレワーク、政策Dashboard、公的不動産の利活用、地域BWA（インフラ整備）、人財と雇用のマッチング、デジタル・ディバイド対策など |

※なお、上記は鎌倉市の代表的な地域課題と想定される解決手法やアプローチをまとめたものであり、今回の公募選定では、上記以外の分野、また、住民の巻き込みや産官学民の連携の経常的な仕組みづくり等の御提案も幅広く受付いたします。

1. **募集内容**

　鎌倉市がスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募に応募するにあたり、鎌倉市の抱える地域課題の解決に資する以下の２つの事項を実施する連携事業者候補を募集するものです。
　なお、募集する事項については、以下の(1)又は(2)のみ、(1)及び(2)の両方、若しくは複数分野の(2)の実施のいずれの応募も可能です。

* 1. データ連携基盤整備事業
		1. 要件

データ連携基盤整備事業を実施する連携事業者候補は、以下の全ての要件を満たす「データ連携基盤」を整備できる事業者とします。

* + - 1. 国家戦略特別区域法施行令第1条及び国家戦略特別区域法施行規則第1条の2に規定するデータ連携基盤整備事業に関する基準に適合している、又は、今後適合する見込みがあること。
			2. 内閣府、総務省、経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則に規定するデータの安全管理に係る基準に適合している、又は、今後適合する見込みがあること。
		1. 事業提案書…様式３

事業提案書には、以下の項目に関する内容を記載してください。

* + - 1. データ連携基盤整備事業の概要及びシステム構成図
			2. APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保の考え方
			3. データの安全管理に係る基準への適合
			4. 個人情報の適切な取扱いの考え方
			5. 実装に向けたスケジュール
			6. 概算費用
		1. 準拠資料

事業提案書の作成にあたっては、以下の国の資料に準拠して下さい。

* + - 1. 「スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書」
			2. 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」
			3. 「スマートシティセキュリティガイドライン」
			4. 「スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」の各議事内容
	1. 先端的サービス
		1. 要件

先端的サービスを実施する事業者候補は、以下の全ての要件を満たす「先端的サービス」を実施できる事業者とします。

* + - 1. 鎌倉市の地域課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。
			2. 取得したデータを、データ連携基盤を通じて、他の先端的サービスに活用することが想定できる取組であること。
		1. 事業提案書…様式４

事業提案書には、以下の項目に関する内容を記載してください。
　（〇＝必須提案項目、◆任意提案項目）

* + - 1. 将来を見据えた構想力

〇 解決したい地域課題と事業内容

◆ 鎌倉市で実装する上での優位性、独自性

◆ 2030年のまちの将来像を見据え、新たに創出される価値

* + - 1. ソリューションの設計力

〇 事業実施に活用したい区域データ及び保有者

〇 取得データ管理や提供の考え方

〇 個人情報の適切な取扱い及びプライバシーへの考え方

〇 市民が享受できるメリット及び想定される懸念点、デメリット

◆ 事業実施に必要となる規制・制度改革の内容

* + - 1. 実装に向けた実行力

〇 事業実績

〇 実装に向けたスケジュール

〇 概算費用

◆ 持続可能なビジネス・マネタイズモデル

1. **応募資格・対象**

　募集要項の公開の日から、選定結果の通知日までの間において、以下の要件の全てを満たす法人、団体、研究機関等、若しくは、その法人、団体、研究機関等のみで構成された共同提案者とします。

* 1. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
	2. 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第２条第２号、第４号又は第５号に該当しないこと。
1. **スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項の公表 | 令和3年（2021年）1月29日（金） |
| 質問の受付 | 令和3年（2021年）2月５日（金）午後5時まで |
| 質問への回答 | 令和3年（2021年）2月８日（月）予定 |
| 応募申込書の提出 | 令和3年（2021年）2月15日（月）正午まで |
| 審査 | 令和3年（2021年）2月15日（月）から令和3年（2021年）2月19日（金）まで（予定） |
| 結果通知 | 令和3年（2021年）2月22日（月）（予定） |

1. **質問の受付**

質問がある場合は、以下のとおりメールにてご質問をお寄せください。

* 1. 受付期間

公表から令和3年（2021年）2月5日（金）午後5時まで

* 1. 提出方法

電子メール本文に質問事項を記載し、共創計画部政策創造課へ送信してください。電子メールの表題は「鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定に関する質問（事業者名）」としてください。なお、電話での問合わせ等、メール以外での質問については回答いたしません。

* 1. 回答

質問及びその回答の内容は、令和3年（2021年）2月8日（月）に鎌倉市ホームページ上にて公表する予定です。

1. **応募申込**

　応募にあたっては、以下の記載に従って、必要書類を期日までに提出してください。

* 1. 受付期間

公表から令和3年（2021年）2月15日（月）正午まで（期限厳守）

* 1. 提出書類
		1. 鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定に係る応募申込書（様式１） （PDF形式）
		2. 会社概要書（様式２） （PDF形式）
		3. データ連携基盤整備事業提案書（様式３） （PPTX形式）
		4. 先端的サービス事業提案書（様式４） （PPTX形式）

※なお、鎌倉市のメールサーバの受信容量の制限にあたり、提出書類に写真データ等を添付する場合は、画素数を落とす等により、データ容量が過大とならないようご協力をお願いします。

* 1. 提出方法

上記提出書類を、所定のデータ形式で電子メールに添付し、共創計画部政策創造課へ提出してください。なお、電子メールの表題は「鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定に係る応募申込書（事業者名）」としてください。

1. **審査・選定**

以下のとおり、選定委員会による書類審査等を実施します。なお、審査にあたり、鎌倉市から個別に事業内容等の詳細を確認をする場合や、追加書類の提出を求めることがあります。

* 1. 審査日時

　令和3年（2021年）2月15日（月）～2月19日（金）（予定）

* 1. 選定委員

　鎌倉市スーパーシティ連携事業者候補の公募選定に係る選定委員会にて、提出された資料について、審査を行います。なお、会議は非公開とします。

* 1. 審査内容
		1. データ連携基盤整備事業
		≪審査項目・評価基準≫

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 評価基準 |
| 国の基準等に対する適合性等 | ① | 提案内容が、国家戦略特別区域法施行令第1条及び国家戦略特別区域法施行規則第1条の2に規定するデータ連携基盤整備事業に関する基準に適合しているか。又は、今後適合する見込みがあるか。 |
| ② | 提案内容が、内閣府、総務省、経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則に規定するデータの安全管理に係る基準に適合している、又は、今後適合する見込みがあるか。又は、今後適合する見込みがあるか。 |
| ③ | 提案内容が、スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書に準拠しているか。 |

≪評価≫

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 評価 |
| ①、② | 適合している。又は今後適合する見込みがある。 | 適合していない。又は今後適合する見込みがない。 |
| ③ | 準拠している。 | 準拠していない。 |

≪選定基準≫

　選定委員全員が、①、②について「適合している。又は今後適合する見込みがある。」、③について「準拠している。」と評価した事業者を、候補者として選定します。
　なお、候補者は複数選定される場合があります。

* + 1. 先端的サービス
		≪審査項目・評価基準≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| 構想力 | 〇鎌倉市の地域課題に立脚した提案となっているか。 | 10 |
| ◆鎌倉市の地域特性を的確に把握したうえで、他地域との比較優位性や独自性をもった提案となっているか。 | 5 |
| ◆2030年のまちの将来像を見据え、新たな価値が創出されるような提案となっているか。 | 5 |
| 設計力 | 〇事業実施に活用したいデータ及び保有者が明確に把握できているか。 | 10 |
| 〇取得データ管理や提供の考え方が適切な提案となっているか。 | 10 |
| 〇個人情報の適切な取扱い及びプライバシーへの考え方が、市民の合意を前提とした的確な提案となっているか。 | 10 |
| 〇市民が享受できるメリットが明確に提案されているか。また、懸念点、デメリットへの対応策が提案されているか。 | 10 |
| ◆事業実施に必要となる規制・制度改革が具体的に提案されているか。 | 5 |
| 実行力 | 〇事業の遂行にあたり、十分な実績を有しているか。 | 10 |
| 〇実装に向けたスケジュールについて、実現可能なマイルストーンが設定されているか。 | 10 |
| 〇適切なコストが計上されているか。 | 10 |
| ◆持続可能なビジネス・マネタイズモデルが提案されているか。 | 5 |
| 合計 | 100 |

≪評価点≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 〇必須提案項目 | ◆任意提案項目（加点） |
| 特に優れている | 10 | ５ |
| 優れている | 8 | - |
| 普通 | 6 | ３ |
| 不足がある | 4 | - |
| 特に不足がある | 2 | １ |

≪選定基準≫

　必須提案項目80点（10点×8項目）＋任意提案項目20点（5点×4項目）の合計100点で審査を行い、全選定委員の平均点が50点を越えた事業者を、候補者として選定します。（必須提案項目の提出がない場合は失格となりますのでご注意ください。）
　なお、候補者は複数選定される場合があります。

* 1. 選定結果
	　提案をした事業者に対し、令和3年（2021年）2月22日（月）午後5時までに、選定結果を電子メールにて通知する予定です。（審査の状況により、結果通知の日程が前後する可能性があります。）
	　また、選定した事業者候補は、後日、鎌倉市ホームページ等に事業者名等を公表します。
1. **選定後の流れと留意事項**
	1. スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募への応募に向けて、鎌倉市とともに応募内容の企画立案やサービス内容の協議のほか、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書（以下「提案書」という。）の作成等に連携して取組んでいただきます。
	　なお、市と協議の結果、提案書に掲載する応募内容に、一部変更が生じる可能性があります。
	2. 本選定は、あくまで事業者候補の選定であり、スーパーシティ型国家戦略特別区域に指定された場合、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）において公募等により改めて事業者が選定されることから、本件で選定された事業者候補と、改めて区域会議により選定される事業者が異なる場合があります。
	3. 本選定は、鎌倉市との契約関係を発生させるものではないため、(1)の取組に要する事業者側の準備費用等に対して、市からの委託料等の支出はありません。
2. **担当課（事務局）**

　鎌倉市共創計画部政策創造課スマートシティ担当（担当：勝、佐藤）
　所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
　電話：0467-23-3000（内線 2791）
　メールアドレス:smart@city.kamakura.kanagawa.jp

1. **失格事項**

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

* 1. 「応募資格」の要件を満たさなくなった場合
	2. 提出書類が期限までに提出されなかった場合
	3. 提出書類に虚偽の記載があった場合
	4. 審査・選定の公平性を害する行為があった場合
	5. 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合
1. **その他留意事項**
	1. 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
	2. 本選定の参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
	3. 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
	4. 提出書類の一切の権利は鎌倉市に帰属するものとしますが、事業者に無断で第三者へ提供することはありません。
	5. 提出された書類は返却しません。
	6. 応募する事業者が1者のみの場合であっても、審査・選定を行います。
	7. 本選定に係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年９月条例第４号）に基づき提出書類を公開することがあります。
	8. 鎌倉市は、添付ファイルを含めて15MBまでの電子メールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。受信できないサイズの電子メールの送付が必要な際は、担当課まで電子メールにてご相談ください。